

令和8年2月24日
トヨタカローラ苫小牧株式会社

道路運送車両法違反に係る行政処分について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社とみかわ店にて道路運送車両法の違反が発生し、国土交通省北海道運輸局より下記の行政処分を受けましたのでご報告申し上げます。

本件により弊社をご愛顧くださるお客様、ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛け致しますこと心よりお詫び申し上げます。弊社は今回の行政処分を厳粛に受け止め、再発防止に向け職場の風土や環境の改善に取り組み、お客様の信頼回復に尽力してまいります。

記

【行政処分内容】

処分対象店舗 トヨタカローラ苫小牧株式会社 とみかわ店

- (1) 特定自動車整備事業の事業の停止
- (2) 指定整備自動車整備事業の保安基準適合証等の交付停止

- ・違反内容:保安基準適合証 及び 保安基準適合標章の交付後に保安基準不適合になる整備を行った
- ・違反台数:1台 ※支局指導のもと、お車を回収し保安基準に適合するよう整備実施済み
- ・停止期間
 - (1) 令和8年2月24日～3月5日の10日間
 - (2) 令和8年2月24日～3月15日の20日間

【停止期間中の対応について】

全ての車検、整備作業につきましては、お客様のご意向を伺い、弊社近隣店舗に回送して車検、点検、整備を実施させていただきます。

【再発防止に向けた取り組み】

コンプライアンスの徹底を図るべく社内勉強会を実施し、指定整備の重要性を再教育するとともに、従業員が経営層、上司に悩みや疑問を相談しやすい職場環境・仕組みづくりに努めます。

トヨタカローラ苫小牧株式会社
代表取締役社長 千葉 孝三

【本件に関するお問い合わせ】

トヨタカローラ苫小牧株式会社 お客様相談フリーダイヤル
TEL:0120-120-300 (受付時間 9:30～18:00 [定休日/月曜日・その他不定休])